

一般社団法人千葉看護学会 表彰論文選考委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人千葉看護学会表彰論文選考委員会とする。

(目的)

第2条 本委員会は、看護学の発展に寄与する学術研究活動推進のために、会員の優れた研究論文を選考し、表彰を行うための諸手続きを遂行することを目的とする。

(委員会)

第3条 本委員会の運営は、理事会にて一般社団法人千葉看護学会理事より委員長を選出して行う。委員長は委員会を開催し、運営する。

- 2 本委員会は、委員長、編集委員会の長、委員2名をもって組織する。
- 3 委員は委員長が会員より選出し、本人の承諾と理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 4 委員長、委員の任期は役員任期とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(活動事項)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 研究表彰に関する規程に基づく論文の選考
- (2) 一般社団法人千葉看護学会会員総会等における表彰式の運営を取り計らうこと
- (3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項

(規程の変更)

第5条 本規程を変更する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2024年4月1日より施行する。